

災害時における物資の供給に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社セキ薬品（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲からの協力要請により乙が行う物資の供給協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、食料品、飲料水、生活必需品及び医薬品等で乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対して第3条の要請をするときは、甲が必要とする物資の品名、数量等を具体的に明示した文書を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の協力を実施したときは、文書により甲まで報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の代金及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙いずれの側から文書をもって、その3か月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月24日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市

久喜市長

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目2番22号

乙 株式会社 セキ薬品

代表取締役社長